

国家市場監督管理総局令

第 44 号

2021 年 7 月 22 日に開催された市場監督管理総局第 11 回局務会議において、『市場監督管理における重大違法・信用失墜リストの管理弁法』が審議・採択されたため、ここにそれを公布し、2021 年 9 月 1 日から施行する。

局長 張工

2021 年 7 月 30 日

市場監督管理における重大違法・信用失墜リストの管理弁法

第一条 重大違法・信用失墜リストに対する市場監督管理部門の管理を規制し、信用の監督管理を強化し、社会による監督を拡大し、信義誠実と自己規律を促進するために、関連する法律や行政法規に従って、本弁法を策定した。

第二条 当事者が法律と行政法規に違反し、性質が悪く、情状が深刻で、社会的損害が大きく、市場監督管理部門から重い行政処分を受けた場合、市場監督管理部門は本弁法の規定に基づき、それを重大違法・信用失墜リストに掲載し、全国企業信用情報公表システムを通じて公表し、対応する管理措置を実施する。

前項にいう重い行政処分には、以下が含まれる。

- (一) 行政処分裁量基準に従い、嚴重処罰の原則に基づいて罰金を科すこと。
- (二) 資格等級を引き下げ、許可証明書、営業許可証を取り消すこと。
- (三) 生産管理活動の制限、生産営業の停止命令、閉鎖命令、業務制限。
- (四) その他、法律、行政法規、部門規則が定める重い行政処分。

第三条 国家市場監督管理総局は、全国の重大違法・信用失墜リストの管理業務を組織し、指導することに責任を負う。

県レベル以上の地方の市場監督管理部門は、本弁法の規定に基づき、重大違法・信用失墜リストの管理業務に責任を負う。

第四条 市場監督管理部門は、規定に従って、重大違法・信用失墜リストの情報を他の関連部門と共有し、法律、行政法規、中国共産党中央委員会・国務院の政策文書に従って、共同懲戒処分を実施しなければならない。

出所先：国務院 2021 年 07 月 30 日

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-08/04/content_5629301.htm

第五条 食品安全分野において以下の違法行為を行い、本弁法第二条に規定された状況に該当する場合、重大違法・信用失墜リスト（食品安全分野における重大違法生産管理者ブラックリスト）に掲載される。

（一）法に基づく食品生産管理許可を取得せずに、食品生産管理活動に従事すること。

（二）食品以外の原材料で食品を生産すること。食品添加物以外の化学物質および人の健康を損なう可能性のあるその他の物質を食品に添加すること。栄養成分が食品安全基準に適合していない、乳児、幼児、その他特定の集団向けの主食・副食製品を生産管理すること。医薬品が添加された食品を生産管理すること。病死、中毒死または死因不明の家禽・家畜・獣類・水産動物の肉とその製品を生産管理すること。規定に従って検疫がされていない、または検疫に合格しなかった肉を生産管理すること。疾病予防およびその他の特別な必要性のために、国がその生産管理を明文をもって禁止している食品を生産管理すること。

（三）病原性微生物や、残留農薬、残留動物用医薬品、生物毒、重金属、その他の汚染物質、および人の健康に有害なその他の物質を、食品安全基準の限度を超えて含有する食品および食品添加物を生産管理すること。賞味期限を過ぎた食品原料および食品添加物を使用して製造された食品および食品添加物を生産管理すること。規定に従って登録されていない健康食品、特別用途食品、乳児用調製粉乳を生産管理する、または登録された製品の配合、製造工程その他の技術要件に従って生産しないこと。生産管理された食品のラベルや説明書において疾病予防・治療機能など虚偽の内容が記載されており、または生産管理された健康食品以外の食品のラベルや説明書において健康機能があると謳っていること。

（四）その他、食品安全に関する法律や行政法規の規定に違反し、人民大衆の健康や生命の安全を著しく損なう違法行為。

第六条 医薬品、医療機器、化粧品分野において以下の違法行為を行い、本弁法第二条に規定された状況に該当する場合、重大違法・信用失墜リストに掲載される。

（一）偽造・劣悪医薬品を生産・販売すること。国が特別な管理要件を定めている医薬品（ワクチンを含む）を違法に生産・販売すること。医薬品の承認文書を取得していない医薬品（ワクチンを含む）を生産・輸入・販売すること。

（二）未登録の第二類および第三類の医療機器を生産・販売すること。

（三）人の健康を損なう可能性のある物質を違法に添加した化粧品を生産・販売すること。

（四）その他、医薬品、医療機器、化粧品に関する法律や行政法規に違反し、人民大衆の健康や生命の安全を著しく損なう違法行為。

第七条 品質安全分野において以下の違法行為を行い、本弁法第二条に規定された状況に該当する場合、重大違法・信用失墜リストに掲載される。

(一) 製造許可を得ていない、国が明文をもって撤廃を命じた、すでに廃棄された、検査を受けていないまたは検査に合格しなかった特殊機器を生産・販売・賃貸・使用すること。安全仕様の要件に適合しない移動式圧力容器やガスボンベに充填を行うこと。

(二) 健康と生命の安全を守るための国家基準を満たしていない製品を生産・販売し、製品の中に雑物や偽物を混ぜ、偽物を本物と偽り、不良品を優良品とし、または規格外製品を適格製品として、国が明文をもって撤廃を命じた製品を生産・販売すること。

(三) 製品の品質監督のサンプリング検査で不合格とされ、省レベル以上の人民政府の市場監督管理部門によって公表され、公表後の再検査でも不合格とされた場合。

(四) 検査、試験、認証、認定に関して、虚偽の、または著しく不正確な結論を出し、品質の安全を著しく危険にさらした場合。

(五) 認証マークまたは認証証明書の偽造、不正使用、売買を行うこと。強制製品認証カタログに登録されている製品を、認証なしに、無断で出荷、販売、輸入、または他の経営活動で使用する。

(六) その他、品質安全分野の法律や行政法規に違反し、人民大衆の健康や生命安全を著しく損なう違法行為。

第八条 消費者権益を侵害する以下の違法行為を行い、本弁法第二条に規定された状況に該当する場合、重大違法・信用失墜リストに掲載される。

(一) 消費者の人間としての尊厳および個人情報に法律に従って保護される権利を侵害した場合。

(二) 前金を徴収した後、義務の履行を回避または拒否するために、事業を閉鎖したり、サービス施設を移転したりして、合意通りの商品やサービスを提供せず、且つ市場監督管理部門によって連絡が取れないと認定された場合。

(三) 消費者を欺くことを目的とする測定器を製造、販売、使用した場合。測定比較データを盗用、共謀、改ざんし、データを捏造し、虚偽の測定校正証明書または報告書を発行し、消費者の権益を侵害した場合。

(四) リコールを命じられたにもかかわらず、欠陥製品のリコールの実施を拒否または遅延させた場合。

(五) その他、法律や行政法規の規定に違反し、消費者の権益を著しく侵害する違法行為。

第九条 公正な競争秩序を損ない、市場秩序を混乱させる以下の違法行為を行い、本弁法第二条に規定された状況に該当する場合、重大違法・信用失墜リストに掲載される。

出所先：国務院 2021年07月30日

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-08/04/content_5629301.htm

(一) 営業秘密の侵害、商業上の名誉毀損、虚偽取引の組織など公正な競争秩序を著しく損なう不正競争行為。

(二) 知的財産権を故意に侵害すること。非正常な特許出願または悪意のある商標登録出願を行い、社会公共利益を害すること。重大な違法行為となる特許・商標代理行為に携わること。

(三) 価格談合、ダンピング、価格つり上げ。経済や人々の生活に関連する商品やサービスについて、政府による価格決定や政府による価格指導を実行せず、緊急事態に対応するための価格介入や緊急措置を実行しないこと。

(四) マルチ商法を組織、計画、または幫助すること。

(五) 消費者の生命や健康に関連する商品やサービスについて、虚偽の広告を掲載すること。

(六) その他、法律や行政法規の規定に違反し、公正な競争秩序を著しく損ない、市場秩序を混乱させる違法行為。

第十条 以下の違法行為を行い、本弁法第二条に規定された状況に該当する場合、重大違法・信用失墜リストに掲載される。

(一) 法律に従ってその他のライセンスを取得せずに事業活動に従事すること。

(二) 虚偽の資料を提出したり、その他の手段を講じたりして重要な事実を隠蔽し、行政許可を取得したり、市場事業体の登録を取得、変更、取り消したりすること。または、許可証明書や営業許可証を改ざん、転売、賃貸、販売すること。

(三) 市場監督管理部門が法に基づき行う監督検査、事故調査を拒否、妨害、干渉すること。

第十一条 市場監督管理部門が行政処分や行政裁定などの行政決定を下した後、当事者は履行能力があるにもかかわらず、履行を拒否したり、執行を回避したりなどし、市場監督管理部門の公信力に重大な影響を与えた場合、重大違法・信用失墜リストに掲載される。

法律、行政法規、および中国共産党中央委員会・国務院の政策文書に「市場事業体の関係責任者を重大違法・信用失墜リストに掲載する」ことについて規定がある場合は、その規定に従う。

第十二条 市場監督管理部門は、違反行為が「性質が悪く、情状が深刻で、社会的危害が大きい」状況に属するかどうかを判断するにあたって、主観的な悪意、違反の頻度、持続の期間、処罰の種類、没収の金額、製品の価値、人民大衆の生命と健康への危害、財産の損失、社会への影響などを考慮しなければならない。

当事者に主観的な故意がないことを証明するのに十分な証拠がある場合は、重大違法・信用失墜リストに掲載されない。

第十三条 市場監督管理部門は、行政処分を下す際、重大違法・信用失墜リストに掲載するかどうかを決定しなければならない。掲載決定書には、理由、根拠、懲戒措置提示、削除の条件と手続き、および救済措置などを記載しなければならない。掲載決定を行う前に、当事者に「決定の理由と根拠、法律に基づき有する当事者の権利」を通知しなければならない。告知、聴聞、送達、異議処理などの手続きは、行政処分の手続きと連動して実施されなければならない。

前項の規定により「重大違法・信用失墜リストに掲載する決定」がなされた場合、行政処分を行った市場監督管理部門が重大違法・信用失墜リストの管理業務に責任を負う。

本弁法第十一条に規定された状況により重大違法・信用失墜リストに掲載する場合、単独で「掲載決定」を行うことができる。通知、聴聞、送達、異議処理などの手続きは、行政処分手続きを参考に実施されなければならない。

第十四条 「掲載決定」を行った市場監督管理部門と当事者の登録地（住所地）が同じ省、自治区、直轄市にある場合、「掲載決定」を行った市場監督管理部門は決定を行った日から 20 営業日以内に、国家企業信用情報公表システムを通じて関連情報を公表しなければならない。

「掲載決定」を行った市場監督管理部門と当事者の登録地（住所地）が同じ省、自治区、直轄市にない場合、「掲載決定」を行った市場監督管理部門は決定を行った日から 10 営業日以内に、「重大違法・信用失墜リストに掲載する」という情報を当事者の登録地（住所地）の市場監督管理部門に通達し、その協力を得て、それが情報を受領した日から 10 営業日以内に、国家企業信用情報公表システムを通じて公表しなければならない。

第十五条 市場監督管理部門は、重大違法・信用失墜リストに掲載された当事者に対し、以下の管理措置を実施する。

（一）法律、行政法規、中国共産党中央委員会・國務院の政策文書に基づき、行政許可、資質、資格、政府調達プロジェクトの委託、プロジェクト入札募集の審査時に重要な考慮事項とする。

（二）重要な規制対象としてリストアップし、検査頻度を高め、法に基づき厳格に監督する。

（三）告知承諾制度の適用対象外とする。

（四）市場監督管理部門からの荣誉称号などの表彰奨励を授与しない。

(五) 法律、行政法規、中国共産党中央委員会・国務院の政策文書において規定されたその他の管理措置。

第十六条 当事者が重大違法・信用失墜リストに掲載された日から1年が経過し、且つ以下の条件を満たした場合、本弁法の規定に従い、市場監督管理部門に同リストからの早期削除を申請することができる。

(一) 行政処分決定に規定された義務を積極的に履行した。

(二) 有害な結果および悪影響を自発的に排除した。

(三) 市場監督管理部門から再び重い行政処分を受けていない。

法律、行政法規の規定に基づき、対応する行政措置の実施期間が満了していない場合は、早期削除を申請することはできない。

第十七条 当事者が早期削除を申請する場合、「申請書」、「信義誠実の誓約書」、および「本弁法第十六条第一項第一号および第二号に規定する義務を履行する関連資料」を提出し、事実と理由を説明しなければならない。

市場監督管理部門は、申請書を受領した日から2営業日以内に、受理するかどうかを決定しなければならない。申請書類に不備がなく、法的形式に従っている場合、申請を受理しなければならない。

市場監督管理部門は、受理した日から15営業日以内に申請を確認した上、削除するかどうかを決定しなければならない。

第十八条 市場監督管理部門が削除を決定した場合、3営業日以内に関連情報の公表を停止し、関連管理措置を解除しなければならない。

第十九条 「重大違法・信用失墜リストに掲載する決定」の根拠となる行政処分が取り消され、違法または無効と確認された場合、市場監督管理部門は当事者のリスト掲載決定を取り消し、3営業日以内に関連情報の公表を停止し、関連管理措置を解除しなければならない。

第二十条 削除を申請する当事者が意図的に真実の状況を隠蔽し、虚偽の情報を提供し、その情状が深刻である場合、市場監督管理部門は「削除決定」を取り消し、掲載状態に戻す。公表期間は新たに計算される。

第二十一条 当事者が重大違法・信用失墜リストに掲載された日から3年が経過した場合、当事者を重大違法・信用失墜リストに掲載した市場監督管理部門は当事者を削除し、

出所先：国務院 2021年07月30日

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-08/04/content_5629301.htm

関連情報の公表を停止し、関連管理措置を解除する。法令に基づき、生産管理活動の制限や従業の制限などの措置が実施されて3年を超過した場合は、実際の制限期間に従って実施する。

第二十二條 県レベルまたは市轄区を設置している市レベルの市場監督管理部門が「重大違法・信用失墜リストに掲載する決定」を下す場合、一レベル上の市場監督管理部門に報告し、その同意を得なければならない。

第二十三條 当事者は、「重大違法・信用失墜リストに掲載する」や「重大違法・信用失墜リストから削除する」という決定に不服がある場合、法律に従って行政上の再審議を申請するか、行政訴訟を起こすことができる。

第二十四條 市場監督管理部門は、受領した「人民法院の有効な法的文書」について、法律、行政法規、中国共産党中央委員会・国務院の政策文書に基づき、重大違法・信用失墜リストの管理を行う必要がある場合、本弁法を参考に実行する。

第二十五條 医薬品監督管理部門、知的財産権管理部門における重大違法・信用失墜リストの管理には、本弁法を適用する。

第二十六條 本弁法は2021年9月1日から施行される。2015年12月30日付の旧国家工商行政管理総局令第83号にて公布された『重大違法・信用失墜企業リスト管理暫定弁法』は同時に廃止される。

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。